

防整建第22830号
令和6年10月4日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局建設制度官
(公印省略)

秘密を要する調達に係る建設工事等の発注における入札・契約手続の
試行について (通知)

標記について、別紙のとおり定め、令和6年10月4日以降に入札公告又は手続
開始の公示を行う建設工事等から、当面の間、試行することとしたので、遺漏のな
いよう措置されたい。

添付書類：別紙「秘密を要する調達における入札・契約手続の試行について」
写送付先：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

秘密を要する調達における入札・契約手続の試行について

1 趣旨

建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事（以下「建設工事」という。）並びにこれに付随する測量等の調査、設計及び監理その他の事業（以下「技術業務」という。）をいう。）において、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」（防経工第296号。6. 1. 21）の〈具体的措置〉I. 1に規定する秘密を要する場合における調達（以下「秘密を要する調達」という。）を行う場合の入札・契約手続を次のとおり定めるものとする。

2 適用範囲

防衛省発注機関（契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において実施する建設工事及び技術業務のうち、秘密を要する調達であって、総合評価落札方式又は公募型プロポーザル方式により調達されるものについて適用するものとする。

3 秘密を要する調達における入札の公告等

入札公告又は手続開始の公示（以下「入札公告等」という。）及び入札説明書又は業務説明書（以下「入札説明書等」という。）並びに参加資格確認申請書又は参加表明書（以下「申請書等」という。）には、次に掲げる事項を記載することとし、記載例は付紙によるものとする。

- (1) 入札公告等及び入札説明書等に、秘密の保全措置が必要となる契約であること、秘密の保全措置に要した費用は別途精算すること、秘文書等の貸出しの時期等。
- (2) 入札説明書等に、秘密の保全措置に必要な費用の目安となる概算額。
- (3) 申請書等に、最低限必要となる秘密の保全措置を講じることを担保するため、秘密保全に係る手続を遵守すること。

4 競争参加資格等

契約担当官等は、秘密の保全措置が必要となる契約であることに鑑み、競争参加資格要件に「その他契約担当官等が必要と認めた事項」を加えることができるものとする。

なお、事項の追加にあたっては、参加要件をむやみに狭めることのないよう留意すること。

5 入札説明書等の交付

- (1) 契約担当官等は、入札等参加申請者に対して入札説明書等を交付する。
- (2) 入札説明書等には誓約書（別紙様式第1）を添付し、別冊として、入札公告等の写し、契約書案（建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項、装備品等秘密の保全に関する特約条項及び特定費目の代金の確定に関する特約条項を含む。）、入札心得書（見積心得書）、図面（技術業務は必要な場合のみ。）、仕様書、現場説明書、建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン（建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防整施（事）第12号。27.10.1）に規定する建設工事等に係る秘密保全対策ガイドラインをいう。）その他必要な資料を含めるものとする。ただし、秘文書等は交付してはならないものとする。

6 秘密の保全に関する誓約書等

- (1) 契約担当官等は、秘文書等の貸出しに当たり、誓約書の提出を求めるものとする。

なお、入札等参加申請者が建設工事共同企業体又は共同体の場合は、代表者及び構成員の連名で作成したものを提出させるものとする。

- (2) 契約担当官等は、参加資格通知又は選定通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く。）以内に、前号の誓約書を書面により持参、郵送等又は電子メールにより提出させるものとする。ただし、入札等参加申請者から提出期限の延長について書面により申し出があったときは、手続に影響のない範囲で提出期限を延長することができるものとする。

7 保管容器の確認

- (1) 確認方法については、秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）別紙第6の第2項に規定する材質、構造等（以下「構造等」という。）を満たす保管容器が設置されていることを確実に確認するため、可能な限り、入札等参加申請者の事業所等において設置状況及び構造等を確認するものとする。

その他、保管容器の構造等をカタログ等により事前確認した上で、保管容器がカタログ等と同じものであること及び入札等参加申請者の事務所等に設置されていることを遠隔臨場により確認することも可とする。

いずれの場合も確認者名及び確認結果等の結果を記録するものとする。

- (2) 確認者については特段の定めはないものの、入札等参加申請者を把握できる立場になり得ることから、調達部以外の職員が望ましい。

ただし、遠隔臨場により確認を行う場合、入札等参加申請者名を伏した上で
の確認が可能であれば、この限りではない。

- (3) 見積等のため秘文書等を貸出す場合は、保管容器の確認から秘文書等の貸出
しまでに必要な期間として、各方式の標準的日数のほか10日～15日程度を
見込むものとする。

8 秘文書等の貸出し

- (1) 契約担当官等は、入札等参加申請者が整備する保管容器が構造等を満たして
いることを確認できた場合、第1号の誓約書を提出した者に対して秘文書等を
貸出しするものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号の貸出しに当たり、管理者（秘密保全に関する訓令第
2条第3項第1号及び特定防衛秘密の保護に関する訓令第2条第3項第1号に
規定する管理者をいう。以下同じ。）又はその職務上の上級者の指定する職員
（秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令
第25号）第2条第4号に規定する適格性（以下「適格性」という。）を付与
されている者に限る。以下、この項において同じ。）が、入札等参加申請者の
事業所に携行又は契約担当官等が指定する場所において、手交により行うもの
とする。

なお、手交による場合は、入札等参加申請者に適切な保全措置をとった上で、
運搬による事故等が発生することがないように改めて留意させるものとする。ま
た、携行により送達することができないとき（物理的に携行が困難な場合など）
又は携行により送達することが不相当（送達の頻度が高い又は遠方であり交通
費がかかるなど、その都度職員が使送することに合理性を欠く場合など）であ
るときは、管理者又はその職務上の上級者の許可を得た後に、書留とした第1
種郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）第20条第1項に係る第1種
郵便物をいう。）若しくは日本郵便株式会社が書留と同様に取扱う荷物（以下
「書留等」という。）により送達するものとし、相手方が書留等を受領したと
きは、直ちに、送達元を受領した旨を電話又は電子メールにより報告させると
ともに、受領証を送達元に書留等又は電子メールにより提出させるものとする。

- (3) 第1号の貸出しに当たって日程の設定を行う際には、手続に必要な日数の確
保に留意すること。
- (4) 管理者又はその職務上の上級者（以下「管理者等」という。）は、契約課長
（防衛支局にあっては総務課長）を保全責任者（秘密に係る建設工事等の実施
に関する実施細則について（防整施第6847号。28. 3. 31）（以下「実
施細則」という。）別添の第2第10号に規定する保全責任者をいう。以下同
じ）に指名するものとする。
- (5) 契約担当官等は、第1号の貸出しを行ったときは、保全責任者に対し、実施
細則別添の第14に基づき、簿冊に必要な事項の記載又は記録させるものとし
る。

9 貸出した秘文書等の返却

- (1) 契約担当官等は、貸出した秘文書等が必要なくなったときは、次に掲げる者に対し速やかに返却させるものとする。
 - ア 開札までに辞退した場合は、当該辞退者
 - イ 契約締結者及び契約締結者以外の者すべて
 - ウ その他、契約担当官等において返却の必要があると認めた者
- (2) 返却に当たっては、管理者等に指定された者（適格性を付与されている者に限る。）が相手方の事業所に赴いて回収又は契約担当官等が指定する場所に持参させるものとする。なお、貸出した資料の内容を確認し、確実に回収するため、書留等による回収及び入札等参加申請者による廃棄は認めないものとする。
- (3) 契約担当官等は、前号の回収を行ったときは、取扱者又は保全責任者に対し、実施細則の別添の第14に基づき、簿冊に必要な事項を記載又は記録させるものとする。

10 秘密の保全措置に必要な費用に係る契約変更手続

- (1) 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条による代金の確定のため、設計変更が必要となる場合には、遅滞なく手続を行うものとする。
- (2) 請負代金額又は業務委託料（以下「請負代金額等」という。）の変更に当たり、秘密の保全措置に必要な費用については、秘密に係る施設の建築工事、設備工事及び通信工事積算価格算定実施要領について（防整技第7396号。28.4.1）に基づき適切に積算価格を算定するものとする。また、同措置に必要な費用については、特定費目の代金の確定に関する特約条項により工期内又は業務の履行期間内に精算するものとする。
- (3) 特定費目の代金の確定に関する特約条項に基づく請負代金額等の精算に当たり、変更契約書には次のとおり記載するものとする。

（増額又は減額する場合）

- 1 「特定費目の代金の確定に関する特約条項」第2条に基づき、請負代金額等を¥〇〇〇〇増（減）額し、代金を確定する。
- 2 その他の事項に変更なし。

（増額及び減額しない場合）

- 1 「特定費目の代金の確定に関する特約条項」第2条に基づき、請負代金額等は増減なしとして、代金を確定する。
- 2 その他の事項に変更なし。

11 配置予定技術者に対するヒアリングの実施

原則、配置予定技術者に対して、ヒアリングを実施するものとし、通常のヒアリング内容に加え、保全体制の理解度等についても確認を行うものとする。

なお、やむを得ない事情によりヒアリングを行うことができない場合は、書面による質疑応答に代えることができるものとする。

1.2 誓約に違反した場合等の指名停止等の措置

- (1) 第5項の誓約書を提出した者が誓約に反し又は虚偽をした場合においては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）付紙第1第1号（虚偽記載）に第5第4項を適用し、最大12月の指名停止を行うものとする。
- (2) 前号の指名停止を行う場合は、指名停止通知書に指名停止措置要領別記様式1のなお書きは記載しない。

1.3 その他

- (1) 特定費目の代金の確定に関する特約条項は別紙様式第2とする。
- (2) 本要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

別紙第3項に定める事項に関する記載例は以下を標準とする。

- ・ 秘密を要する契約の周知（別紙第3項第1号関係）
入札公告及び入札説明書又は手続開始の公示及び業務説明書の項目のうち、工事(業務)概要の項目に以下の記載を追加する。

(○) 本工事(業務)は、秘密の保全措置を必要とする施設を含み、最低限必要な秘密の保全措置を講じることを条件とする契約である。

- ・ 保全措置に要した費用の精算（別紙第3項第1号関係）
入札公告及び入札説明書又は手続開始の公示及び業務説明書の項目のうち、入札方法等(見積書等)の項目に以下の記載を追加する。

(○) 秘密の保全措置に要した費用は、別途精算を行う。

- ・ 秘文書等の貸出し時期等（別紙第3項第1号関係）
入札公告及び入札説明書又は手続開始の公示及び業務説明書の項目のうち、その他(その他の留意事項)の項目に以下の記載を追加する。

(○) 支出負担行為担当官に秘密の保全に関する誓約書を提出し、基準を満たす保管容器の整備が確認された後に秘文書等の貸出しを受けるものとする。
(△) ○号に規定する保管容器に関する基準は、秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について(防防調第4607号。19.4.27)別紙第6を参照するものとする。

- ・ 保全に関する経費の目安（別紙第3項第2号関係）
入札説明書又は業務説明書の項目のうち、工事(業務)概要の項目に以下の記載を追加する。
なお、公募型プロポーザル方式において、「業務の目安」を記載する場合にあつては、その項目の次に記載を追加する。

(○) 保全に係る経費の目安
保全に係る経費の概算額は〇〇円程度(税込)【有効数字2桁を目安として概算額を記載する。】を想定している。

- ・秘密の保全措置を講じることの担保（別紙第3項第3号関係）
参加資格確認申請書又は参加表明書に以下を参考に記載。

（参加資格確認申請書）

～〇〇〇〇～

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び関係法令等に定める秘密保全に係る事項を遵守することを誓約します。

（参加表明書）

～〇〇〇〇～

なお、関係法令等に定める秘密保全に係る手続を事項することを誓約します。

秘密の保全に関する誓約書

- 1 貸出しされた秘文書等（秘密に指定された文書又は図面等をいう。以下同じ。）及びその内容については、〇〇（〇）〇〇〇〇〇に係る技術提案書の作成及び見積作業の業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の目に触れること及び伝達されることがないように、秘密の保全に関して厳重な管理を行います。
- 2 貸出しされた秘文書等は、複製及び転記等して保存しません。
- 3 貸出しされた秘文書等は、緊急時を除き、社外に持ち出しません。
- 4 貸出しされた秘文書等は、以下により返却します。
 - (1) 開札までに辞退した場合は、速やかに返却します。
 - (2) 弊社又は他社が落札決定した場合は、速やかに返却します。
 - (3) (1)及び(2)によらず、支出負担行為担当官等から返却を求められた場合は、速やかに返却します。
 - (4) 返却にあたっては、複製及び転記等により保存・保管されていないことを確認の上で、支出負担行為担当官等が指名する者に直接手渡しします。
- 5 貸出しされた秘文書等の漏えい、紛失、破損等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとり、その詳細を直ちに発注者に報告します。また、その後に防衛省、その他関係機関の調査又は検査が行われるときは、これに協力します。
- 6 関係社員の故意又は過失により、貸出しされた秘文書等又はその内容を漏えいしたことにより、国に損害を生じさせたときはその損害の賠償に速やかに応じます。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成28年防衛省通達）第5第4項に基づき指名停止期間を最大12月とする等然るべき措置を課されても、異議は一切申し立てません。
- 8 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 9 貸出しされた秘文書等の返却後に漏えい等の事実が発覚した場合でも誓約を遵守し対応します。

秘文書等の貸出しを受けるにあたり、上記について遵守する旨誓約いたします。

年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

特定費目の代金の確定に関する特約条項

発注者及び受注者は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第1条 受注者に支払われる請負代金額（業務委託料）のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第2条 受注者が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額を請負代金額（業務委託料）から減額した金額をもって、又はこれをこえる場合は必要と認められる場合に限り増額した金額をもって受注者に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、工期末（履行期日）の〇日前までに行うものとする。

3 発注者及び受注者は、第1項の規定により請負代金額（業務委託料）から減額又は増額した金額をもって代金を確定する場合は請負代金額（業務委託料）を当該金額に変更する措置をとるものとし、請負代金額（業務委託料）をもって代金を確定する場合は請負代金額（業務委託料）に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第3条 受注者は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績額報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

(代金の確定等の特例)

第4条 発注者は、第2条第2項に定める日までに実績額が確定していない特定費目がある場合においては、発注者が適当と認める金額を実績額とみなして代金を確定するものとし、受注者に通知するものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 発注者及び受注者は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは、品目及び数量を変更又はこれにより難しい場合は、特定費目の代金の確定に先だち、その措置について協議するものとする。

注1 第1条第1項に規定する別表の要確認費目金額表は、工事完成（業務完了）後に精算が必要となる費目及びその金額について、受発注者間で協議し、合意した内容により作成すること。

注2 第2条第2項は、実績額が確定しない場合があることを考慮した上で工期（履行期間）内に変更契約を締結することができる日付を記載すること。